

P C B 処理基本計画の改訂方針（案）

P C B 特措法第 6 条に基づき、政府が定める P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（P C B 処理基本計画）について、下記の観点から改訂の検討を行う。

具体のタイミングとしては、主に下記 1. 及び 2. の観点から、今般の北海道及び室蘭市による環境省からの要請の受諾を受けた改訂を可及的速やかに実施する（資料 4-2 参照）。

その後、主に下記 3. の観点から、今後の「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での検討結果を踏まえ、法制度の見直しと併せて計画の位置づけも含めてその内容を検討することとする。

1. P C B 廃棄物の処理期限は P C B 特措法の政令で令和 9 年 3 月末までと定められており、P C B 廃棄物の処理は終盤にさしかかっている。特に高濃度 P C B 廃棄物については、J E S C O 北九州事業所の処理開始（平成 16 年）から約 21 年にわたり処理を実施してきており、変圧器・コンデンサー等を約 39.5 万台、安定器・汚染物等を約 2.1 万トン処理するなど、当初想定していた高濃度 P C B 廃棄物の処理対象量を超え、処理が大きく進展しており、令和 7 年度末まで J E S C O による高濃度 P C B 廃棄物処理事業を実施することで、概ね処理が完了できる見込みであること。
2. 令和 5 年 12 月 21 日に、環境省から北海道及び室蘭市に要請した令和 5 年度末で高濃度 P C B 処理事業を終了する北九州・大阪・豊田事業エリアで今後高濃度 P C B 廃棄物が発見された場合の令和 7 年度末までの間の可能な範囲での J E S C O 北海道事業所での受入れについて、令和 6 年 7 月 9 日に北海道及び室蘭市から受諾されたこと。
3. P C B の全廃に向けて、現行制度に基づき、政府・自治体・民間事業者の各関係者があらゆる努力を払い、一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たしてもなお、処理期限後に発見される P C B 廃棄物の取扱いや低濃度 P C B 含有疑い製品等への対応等について、現在、P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、P C B 特措法や電気事業法での対応の検討を進めているところであり、これらの検討結果や P C B 基金の活用の検討等を基にした審議の結果を踏まえて、今後の P C B 廃棄物の適正処理の在り方を示すことが求められていること。

以上